



島根県報

平成21年4月10日（金）

第2,075号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ）	4
介護保険法の規定による指定調査機関の調査事務の廃止の許可	（ " ）	5
土地改良区の清算人の就任の届出	（農 村 整 備 課）	5
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	5
保安林予定森林（2件）	（ " ）	6
解除予定保安林	（ " ）	7
内水面における遊漁規則の変更の認可（3件）	（水 産 課）	7
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	10

【公 告】

本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	10
基本測量の終了（2件）	（用 地 対 策 課）	11
都市計画変更の図書の縦覧（3件）	（都 市 計 画 課）	12
開発行為に関する工事の完了	（ " ）	12

告 示**島根県告示第294号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かじクリニック	松江市殿町516番地山陰鴻池ビル2F	平成21年3月1日

島根県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
高橋医院	松江市西川津町3184番地	平成21年2月28日
かじクリニック	松江市殿町516番地山陰鴻池ビル2F	平成21年2月28日

島根県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 樹	松江市西川津町748-51	福祉用具貸与	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
有限会社 樹	松江市西川津町748-51	介護予防福祉用具貸与	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
有限会社 樹	松江市西川津町748-51	特定福祉用具販売	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
有限会社 樹	松江市西川津町748-51	特定介護予防福祉用具販売	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
株式会社 みのり	出雲市下古志町624	訪問介護	あおぞら介護センター出雲	出雲市下古志町624	平成21年4月1日
株式会社 みのり	出雲市下古志町624	介護予防訪問介護	あおぞら介護センター出雲	出雲市下古志町624	平成21年4月1日

株式会社 ゼーリ	ア 浜田市三隅町西河内 1084-47	認知症対応型通 所介護	デイサービスセン ター うらら	松江市黒田町475- 7	平成21年3月25日
株式会社 ゼーリ	ア 浜田市三隅町西河内 1084-47	介護予防認知症 対応型通所介護	デイサービスセン ター うらら	松江市黒田町475- 7	平成21年3月25日

島根県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 吉 賀町社会福祉協 議会	鹿足郡吉賀町六 日市580番地4	介護老人福祉施 設	特別養護老人ホー ム とびのこ苑	鹿足郡吉賀町 柿木村柿木80 番地	平成20年3月31日
社会福祉法人 愛 宕会	隠岐郡隠岐の島 町郡425番5	介護老人福祉施 設	隠岐の島町立特別 養護老人ホーム なごみ苑	隠岐郡隠岐の 島町郡425番5	平成20年3月31日
社会福祉法人 伯 医会	安来市伯太町安 田1705番地	介護老人福祉施 設	特別養護老人ホー ム 伯寿の郷	安来市伯太町 安田1705番地	平成20年3月31日
社会福祉法人 太 陽とみどりの里	安来市広瀬町下 山佐330番3	介護老人福祉施 設	特別養護老人ホー ム 尼子苑	安来市広瀬町 下山佐330番3	平成20年3月31日
社会福祉法人 益 田市社会福祉協 議会	益田市須子町3 番1号	介護老人福祉施 設	益田市立特別養護 老人ホーム 美寿 苑	益田市美都町 都茂1871番地 9	平成20年3月31日
社会福祉法人 い わみ福祉会	浜田市金城町七 条ハ559番地2	介護老人福祉施 設	特別養護老人ホー ム ミレ岡見	浜田市三隅町 岡見700番地	平成21年2月28日
医療法人 かじく クリニック	松江市殿町516番 地山陰鴻池ビル 2F	居宅療養管理指 導	高橋医院	松江市西川津 町3184番地	平成21年2月28日
医療法人 かじく クリニック	松江市殿町516番 地山陰鴻池ビル 2F	訪問看護	高橋医院	松江市西川津 町3184番地	平成21年2月28日
医療法人 かじく クリニック	松江市殿町516番 地山陰鴻池ビル 2F	訪問リハビリテ ーション	高橋医院	松江市西川津 町3184番地	平成21年2月28日
医療法人 かじく クリニック	松江市殿町516番 地山陰鴻池ビル 2F	介護予防居宅療 養管理指導	高橋医院	松江市西川津 町3184番地	平成21年2月28日
医療法人 かじく	松江市殿町516番	介護予防訪問看	高橋医院	松江市西川津	平成21年2月28日

リニック	地山陰鴻池ビル 2F	護		町3184番地	
医療法人 かじく リニック	松江市殿町516番 地山陰鴻池ビル 2F	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	高橋医院	松江市西川津 町3184番地	平成21年2月28日

島根県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
				変更前	変更後	
西いわみ農業協同組合	益田市駅前町 25番5号	訪問介護	JA西いわみ	益田市向横	益田市乙吉町	平成21年3月1日
		介護予防訪問介護	ヘルパーステーション	田町イ806-2	イ758-4	

島根県告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人財団公仁会	短期入所療養介護	医療法人財団公仁会 鹿島病院	松江市鹿島町243-1	平成21年4月1日

島根県告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社団法人 島根県 看護協会	居宅療養管理指導	島根県看護協会 訪問	松江市浜乃木2-1-23	平成21年4月1日
	介護予防居宅療養管理指導	看護ステーション や すらぎ		

島根県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定により、次の指定調査機関の調査事務の廃止を許可したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の9の規定により告示する。

平成21年 4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	廃止の許可年月日
財団法人出雲市ひらた福祉公社	出雲市平田町2112番地 1	平成21年 3月31日
社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市東津田町1741- 3	平成21年 3月31日

島根県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成21年 4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市富山町才坂土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

田中 一成 大田市富山町才坂1489- 4

大谷 毅 大田市富山町才坂250

錦織 忠明 大田市富山町才坂426- 3

竹下 明 大田市富山町才坂63

竹下 正也 大田市富山町才坂120- 1

2 就任年月日

平成21年 3月25日

島根県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字知々井51- 2、51- 3、51- 8、51-13、52- 1、56- 1、62、63- 1、63- 2、64- 2、65- 2、66、67- 1、69- 2、643、646、648、649- 3、650- 1、1235、1241- 1、1242- 1、1243- 1、1245

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第304号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町惣森122、124、130、131、131-1、132、133、134-4、134-6、135、135-1、560-1、560-2、566-1、569-1、569-2、570、571-2、572、574、575、579-1、579-3、579-4、580-6、638

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第305号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木1833-95、1833-110、1833-151

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第306号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯石郡飯南町角井1895-24、1895-37、1895-39
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第307号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁業権者の名称及び住所
江川漁業協同組合 邑智郡川本町大字因原567番地1
- 2 漁業権の免許番号
内共第6号
- 3 変更の内容
(変更前)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。但し10月1日から10月5日までの5日間は全面禁漁期間とする。

ア欄 魚 種	イ欄 期 間
あゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ(はえ)、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む) ごぎ(いわな含む)	3月1日から8月31日まで

2. 前項の公表は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

(変更後)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

表 (略)

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため全域を10月1日より10月5日まで全面禁漁期間とし、さらに江川本流のうち、桜江町谷住郷の国土交通省水位観測所から桜江町谷住郷小松の瀬までの間、10月6日から11月10日まであゆ漁に限り禁止する。
3. 前項の公表は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成21年4月1日

島根県告示第308号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 浜田市金城町波佐イ441番地1

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(変更前)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
支流 柚根西谷川	平成16年1月1日
支流 後山川	～平成20年12月31日まで

(繁殖保護のため)

(変更後)

(採捕の禁止)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
支流 (略)	平成21年4月1日
支流 (略)	～平成25年12月31日まで

(繁殖保護のため)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成21年4月1日

島根県告示第309号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

(変更前)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津1丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は、次の通りとし遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
第10種	あゆ、こい、ふな、おいかわ（はえ）	投網	日	3,500円
			年	14,000円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日	2,500円
			年	11,000円
第12種	ごぎ（いわな含む）	竿釣	日	1,500円
	やまめ（あまご、降海型やまめ、あまご含む）		年	5,000円
（毛針専用区）	ごぎ（いわな含む） やまめ（あまご、降海型やまめ、あまご含む）	毛針釣（ルアーは除く）	1日	3,000円
第13種	こい、ふな、おいかわ（はえ）、もくずがに	竿釣	日	500円
			年	1,500円
第14種	うなぎ	もじ	年	5,000円

(変更後)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津1丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は、次の通りとし遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
第10種	あゆ、こい、ふな、おいかわ（はえ）	投網	日	4,000円
			年	15,000円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日	3,000円
			年	12,000円
第12種	ごぎ（いわな含む）	竿釣	日	2,000円
	やまめ（あまご、降海型やまめ、あまご含む）		年	6,000円
（毛針専用区）	（略）			
第13種	（略）			
第14種	うなぎ	もじ	年	6,000円

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成21年4月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成16年度～20年度	84枚	1冊	本郷Ⅲ	平成21年3月31日
浜田市	平成16年度～20年度	47枚	2冊	山ノ内Ⅱ－1・山ノ内Ⅱ－2	平成21年3月31日
浜田市	平成20年度	6枚	1冊	河内町①地区	平成21年3月31日
飯南町	平成16年度～20年度	22枚	1冊	頓原7	平成21年3月31日

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受け権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	220
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	10
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	9,680
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給に係る事実についての審査等に関する事務	1,536
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による職業訓練指導員の免許の申請等又は技能検定の合格証書の再交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務	7
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	2
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類回収業者の登録又はフロン破壊業者の許可の申請等に係る事実の審査等に関する事務	9
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	323
地方税法（昭和25年法律第226号）、島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）の規定による県民税等の賦課徴収に際しての納税義務者等の生存の事実等の確認に関する事務	7,512

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての確認等に関する事務	210
県行治水造林条例（昭和10年島根県条例第6号）の規定による分収に係る造林の契約に係る土地所有者等の生存の事実等の確認に関する事務	4
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業設備近代化資金の貸付けを受けた者等の生存の事実等の確認に関する事務	2
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付けを受けた者等の生存の事実等の確認に関する事務	13
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の届出に係る事実の確認等に関する事務	5

2 本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	利用件数
教育委員会	島根県教育委員会奨学資金貸与規則を廃止する規則（平成14年島根県規則第16号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる島根県教育委員会奨学資金貸与規則（昭和57年島根県規則第64号）による氏名又は住宅の変更の届出等に係る事実についての審査に関する事務	1

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成21年3月24日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成20年4月7日から平成21年3月27日まで

3 作業地域

県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成21年3月27日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

2 作業期間

平成21年1月9日から平成21年3月27日まで

3 作業地域

東出雲町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
仁多都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
横田都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市下坂田町字坂田砂田198番2
面積 210.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市古川町829番地1

社会福祉法人やすぎ福祉会

理事長 島田 三郎